

8 公害苦情

公害に関する苦情は市民の生活に密着した問題で、その適切な処理は地域の生活環境の保全や紛争の未然防止のためにも極めて重要です。

本市では、環境局環境対策課や各区役所の保健福祉センター等が連携することにより、迅速かつ適切に問題を解決するよう努めています。

(1) 公害苦情の現況

令和2年度の公害苦情件数は129件で、前年度より6件減少しています。このうち「感覚公害」と呼ばれる騒音、振動及び悪臭の苦情が115件で公害苦情全体の約89%を占めています。公害苦情の月別件数は図1-802のとおりです。

また、騒音・振動の苦情のうち、騒音の苦情は89件、振動の苦情は3件でした。市街地やその周辺におけるビルやマンションの解体、新築に伴う苦情が多くを占めます。

生活スタイルの多様化により、エアコン室外機や上下階の生活音等、家庭生活に起因する近隣間の苦情が公害苦情として寄せられることもあります。令和2年度の公害苦情129件のうち、生活公害苦情は22件(17%)を占めています。

図1-801 公害苦情の種類別の内訳(令和2年度)

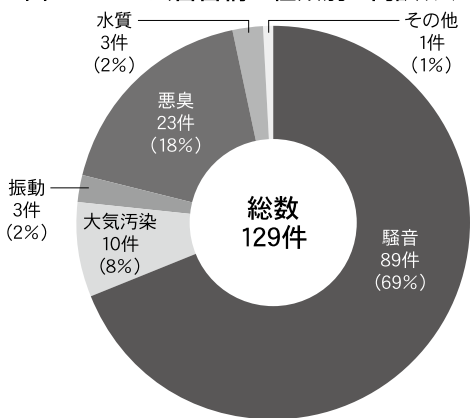


図1-802 公害苦情の月別件数(令和2年度)

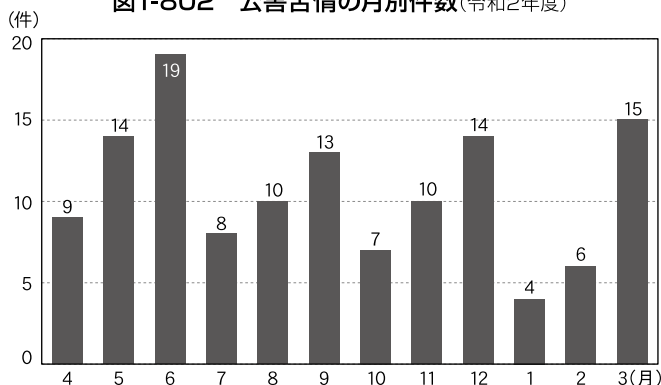
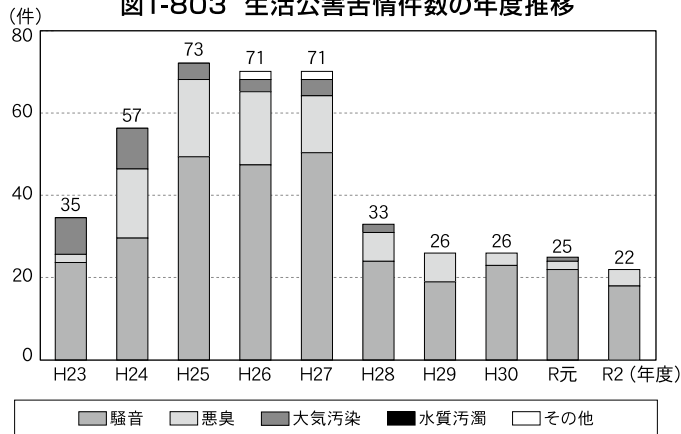


図1-803 生活公害苦情件数の年度推移



(2) 公害苦情の解決のための取り組み

公害苦情の処理については、環境対策課及び各区役所の保健福祉センター等においてその対応にあたっています。

令和2年度に受理した公害苦情129件のうち、解決した件数は103件(約80%)で、翌年度に持ち越したものは26件となっています。

公害苦情の解決にあたっては、法律や条例による規制及び指導を行うとともに、規制になじまない生活公害については当事者間の話し合いを行うよう勧めています。公害苦情の解決方法としては、発生源となっている施設や作業方法の改善、作業時間帯の変更がありますが、管理者や作業従事者が相手の立場に立って苦情内容を十分理解することが必要です。また、苦情申立者に積極的に作業内容等の情報を提供することが解決につながります。

(3) 公害防止組織の整備

製造業等で一定規模以上の施設を持つ工場では、公害防止組織を整備し公害防止に万全を期すことを目的とする「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」により、公害防止管理者の選任などの義務付けがされています。

令和2年度末現在、この法律の対象は25工場となっており、これらの特定工場について、法的な届出あるいは自主点検などの指導を行っています。

(4) 広域的環境施策の推進

① 仙塩地域七自治体公害防止協議会

仙台港湾公害防止対策地域における公害の発生を未然に防止するため、立地する企業と公害防止協定の締結等に関する意見の調整を図ることを目的に、宮城県、仙台市、塩竈市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町及び利府町の7自治体で構成する協議会を設けています。

「公害防止協定」は、法令の基準より厳しい内容を定めることにより公害を未然に防止し、市民の健康と生

活環境の保全を図ろうとするものです。

本市は、協議会の自治体とともに、東北電力株式会社新仙台火力発電所など仙台港周辺に立地する7企業との間で協定を結んでいます。

また、協定締結基準に満たない企業とは、努力事項を確認する確認書を取り交わしています。

9 廃棄物

1 一般廃棄物

(1) ごみ排出量の推移

令和2年度の本市のごみ排出量は363,336t(前年度比2.7%減)で、うち生活ごみが240,647t(前年度比2.7%増)、事業ごみが122,689t(前年度比11.8%減)となりました。

また、生活ごみのうち、資源物などを除いた、1人1日当たりの家庭ごみの排出量は471g(前年度比1.7%増)となっています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症流行により、在宅時間が増えたことから生活ごみが増加した一方で、外食控えや飲食店の時短営業等で事業ごみが大きく減少しました。

これまでの推移を見ると、平成20年度から実施した家庭ごみ等の有料化等により、ごみ排出量は減少傾向にありましたが、東日本大震災以降急増しました。近年は平成28年度から実施した「WAKE UP(ワケアップ)！仙台」をキャッチコピーとしたごみ減量キャンペーンや、清掃工場に搬入される事業ごみの展開検査に基づく排出事業者への指導啓発の強化等により、震災前の水準を下回る状況となっています。

図1-901 ごみ排出量の推移

